

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008広第67号	
事故等名	押船七福丸被押ししけ七福組乗揚	
発生年月日時刻	平成20年1月29日 08時30分ごろ	
発生場所	愛媛県北条港	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年11月17日 広島・地方事故調査官が海難報告書等を精査し、 船舶所有者に損傷状況等について電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 押船七福丸 19トン	
船舶番号	270-44463 広島	
船舶所有者等	有限会社七福海運	
船種・船名・総トン数	B はしけ七福組 45m	
船舶番号(IMO 番号)		
船舶所有者等	有限会社七福海運	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 B	
負傷者	A 負傷者 なし B	
損傷	A プロペラに曲損 B 船底に擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、石材約700t を積載したB船を押航し、広島県倉橋島を発し、愛媛県北条港に向かい、平成20年1月29日08時30分ごろ、同港岸壁に着岸作業中、船底が接触した。船底に衝撃を感じたため、各所を点検したが異常は認められず、その後も航海を続け、造船所に上架した際、損傷を発見した。 当時、風力1の南東風が吹いていたが、気象・海象は平穏であった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船が操船を適切に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船が着岸時の操船を適切に行わなかったため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	